十一　連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該組合又は当該連合会の子会社を除く。）又は連合会の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となった場合（前号に該当する場合を除く。）

十二　［略］

十三　外国銀行代理事業に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

［イ～ハ　略］

ニ　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。ホにおいて同じ。）の廃止をした場合

［ホ・ヘ　略］

十四～十九　［略］

２　前項第十七号に規定する不祥事件とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一～五　略］

３　第一項第十七号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、当該不祥事件の発生を組合若しくは連合会が知った日から一月以内に行わなければならない。

４　組合又は連合会は、第一項第十八号又は第十九号に掲げる場合において法第百二十六条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

［一～三　略］

５　第一項第八号に掲げる場合において、法第八十七条の二第一項第六号から第八号まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特定子会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

６　第一項第七号から第十一号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

７　法第十一条の八第三項の規定は、第一項第七号から第十一号まで及び前二項に規定する議決権について準用する。

別紙様式第３号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地

名　称

氏　名

（記載上の注意）

［略］

［１～５　略］

［号を加える。］

十三　［同上］

十四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

［ホ・ヘ　同上］

十五～二十　［同上］

２　前項第十八号に規定する不祥事件とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一～五　同上］

３　第一項第十八号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、当該不祥事件の発生を組合若しくは連合会が知った日から一月以内に行わなければならない。

４　組合又は連合会は、第一項第十九号又は第二十号に掲げる場合において法第百二十六条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

５　法第十一条の八第三項の規定は、第一項第九号から第十二号までに規定する議決権について準用する。

別紙様式第３号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地

名　称

氏　名

（記載上の注意）

［同左］

［１～５　同左］